

阪南市介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体
型サービス（訪問型サービスB・通所型サービスB）補助
金交付要綱

平成29年阪南市公告第5号

改正 平成29年阪南市公告第10-2号

改正 平成30年阪南市公告第1号

（趣旨）

第1条 高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、阪南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年阪南市公告第1号。以下「実施要綱」という。）第4条に規定する介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービスB及び通所型サービスB（以下「住民主体型サービス」という。）を行う団体に対し、実施要綱第10条第1項第3号の規定により、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については阪南市補助金等交付規則（平成22年阪南市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する非営利の団体であって、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 自治会、老人クラブその他の地域の活動団体
- (2) 校区（地区）福祉委員会
- (3) 本市に活動拠点がある特定非営利活動法人及び市民公益活動団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住民主体型サービスの対象者に対し、別表第1に定める事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 営利事業又はこれに類似するもの
- (3) 当該事業について、市又は阪南市社会福祉協議会から本要綱に定める補助金交付の目的と同じ補助金交付を受けているもの

2 前項第3号の規定にかかわらず、他の補助金の交付額が、第6条の補助金の額の限度を超えない場合は、第6条の補助金の額から当該他の補助金の交付額を差し引いた額の範囲内で、補助の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、事業の立ち上げ及び運営に係る経費で、別表第2に定めるもののうち、市長が必要と認めるものとする。ただし、事業の立ち上げに係る補助金については、交付決定の日が属する年度の3月31日までの間に発生する経費を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、別表第3に定める金額を限度とする。

2 別表第3に定める事業の立ち上げに係る補助金については、交付決定の日が属する年度の3月31日までの間に、同表に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ補助金額の欄各項に掲げる額を限度とし、複数回に分けて申請できるものとする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 初めて補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体 事業を開始しようとする日の30日前
- (2) 継続して事業の運営に係る補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体 当該年度の4月30日
- (3) 事業の立ち上げに係る補助金の交付を既に受けた補助対象団体が前条第2項の規定に基づき追加申請する場合 当該事業の最初の交付決定の日が属する年度の3月31日

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき

書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体として1年以上の活動実績が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付方法)

第8条 事業の立ち上げに係る補助金は、規則第12条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業を行う団体（以下「補助団体」という。）の請求により交付する。

2 事業の運営に係る補助金は、規則第6条の交付決定をした後、補助団体の請求に基づき、当該交付決定額の全額又は交付決定のあった日の属する年度の四半期ごとに当該交付決定額の4分の1を超えない額を交付し、規則第12条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、補助団体に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。なお、施行日前になされた本補助金に係る処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種類	内容
訪問型サービスB	<p>活動日が週1回以上であって、実施要綱第5条に規定する者のうち、身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行う。なお、住民主体の活動を促進する観点から、実施要綱第5条に規定する者以外の者への援助、介護保険対象外サービスのうち、利用者では困難な日常生活に必要な生活援助の実施を妨げない。</p> <p>また、次の(1)から(3)のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 本市が定める研修を受講したコーディネーターを1名以上配置すること。</p> <p>(2) 利用者の数に対し必要数の、本市が定める研修を受講した訪問事業責任者及び従事者を配置すること。</p> <p>(3) 従事者の清潔の保持及び健康管理・利用者の秘密保持を守るとともに、事故発生時に必要な対応ができるようにすること。</p>
通所型サービスB	<p>実施要綱第5条に規定する者に対し、地域住民主体の趣味活動、会食、体操、運動等の自主的な通いの場として週1回以上、かつ、利用定員10人以上の規模の通所型サービスを5年以上継続して提供する。ただし、事業の立ち上げ支援として工事請負費及び備品購入費を申請しない団体については、1年以上継続して提供する。</p> <p>なお、住民主体の活動を促進する観点から、実施要綱第5条に規定する者以外の第1号被保険者をはじめ、事業対象者の多様な世代の参加を妨げない。</p> <p>また、次の(1)から(3)のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 本市が定める研修を受講したコーディネーターを1名</p>

	<p>以上配置すること。</p> <p>(2) 利用者の数に対し必要数の従事者を配置すること。</p> <p>(3) 従事者の清潔の保持及び健康管理・利用者の秘密保持を守るとともに、事故発生時に必要な対応ができるようにすること。</p>
--	--

別表第2（第5条関係）

1. 事業の運営に係る補助金

対象経費	内容
報償費	コーディネーター及び訪問事業責任者のサービス利用調整等にかかる人件費、ボランティア活動に対する奨励金
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	土地・建物借上料（管理費・共益費を除く）、会場使用料
備品購入費	事業に必要な備品購入費

2. 事業の立ち上げに係る補助金（初年度のみ）

対象経費	内容
工事請負費	事業の立ち上げに必要な、工事請負費（団体が使用権原を有する物件の施工に限る。）
備品購入費	事業の立ち上げに必要な、備品購入費

3. 補助対象外となる経費

- (1) 対象者への直接支援等と関係ない、従事者の募集と雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用など
- (2) 施設建設(整備)費
- (3) 従前から本人が全額負担すべき介護保険の対象外経費
 - ア 訪問型サービス

本人の援助に該当しない支援行為（利用者以外の洗濯、調理等）
イ 通所型サービス
利用者の食費・教養娯楽費（レクリエーションにかかる費用など）等

別表第3 (第6条関係)

サービス 類型	種類	補助金額 (上限額)
訪問型サ ービスB	事業の運営 に係る補助 金	<p>次の1及び2の合計とする。</p> <p>1. 報償費 (コーディネーター及び訪問事業責任者人件費、ボランティア活動に対する奨励金)</p> <p>・ 需用費・役務費・使用料及び賃借料</p> <p>補助金額は活動日数により、次のとおりとする。ただし、1日の活動時間が4時間未満の場合、各号に定める金額の2分の1とする。</p> <p>(1) 活動日が週1回の場合 年額 382,720円</p> <p>(2) 活動日が週2回の場合 年額 765,440円</p> <p>(3) 活動日が週3回の場合 年額 1,148,160円</p> <p>(4) 活動日が週4回の場合 年額 1,530,880円</p> <p>(5) 活動日が週5回の場合 年額 1,913,600円</p> <p>なお、共生社会の観点から、居宅要支援被保険者及び事業対象者以外の者への支援を行う場合、支援の対象の半数以上が実施要綱第5条に規定する者であれば、上記のとおり補助を行う。</p> <p>また、実施要綱第5条に規定する者が支援の対象の半数を下回った場合、上記に定める金額のうち補助対象経費の1割を対象に、利用者のうち実施要綱第5条に規定する者を按分する。</p> <p>2. 備品購入費</p> <p>備品購入費の補助金額は次のとおりとする。</p> <p>年額 50,000円 (事業開始の次年度から補助)</p>
	事業の立ち 上げに係る 補助金	<p>備品購入費 (初年度のみ補助)</p> <p>事業の立ち上げに必要な、備品購入費</p> <p>年額 100,000円</p>
通所型サ ービスB	事業の運営 に係る補助 金	<p>次の1及び2の合計とする。</p> <p>1. 報償費 (コーディネーター人件費、ボランティア活動に対する奨励金) ・ 需用費・役務費</p> <p>補助金額は活動日数により、次のとおりとする。ただし、1日の開所時間が3時間未満の場合、各号に定める金額の2分の1とする。</p>

		<p>(1) 週 1 回開所の場合 年額 287,040円</p> <p>(2) 週 2 回開所の場合 年額 574,080円</p> <p>(3) 週 3 回開所の場合 年額 861,120円</p> <p>なお、共生社会の観点から、居宅要支援被保険者及び事業対象者以外の者への支援を行う場合、支援の対象の半数以上が実施要綱第 5 条に規定する者であれば、上記のと通りの補助を行う。</p> <p>また、実施要綱第 5 条に規定する者が支援の対象の半数を下回った場合、上記に定める金額のうち補助対象経費の 1 割を対象に、利用者のうち実施要綱第 5 条に規定する者を按分する。</p> <p>2. 使用料及び賃借料（家賃・会場使用料）</p> <p>補助金額は家賃（管理費・共益費を除く。）又は会場使用料の 3 分の 2 と補助金額の低い金額を限度額とする。</p> <p>年額 600,000円</p>
	事業の立ち上げに係る補助金	<p>工事請負費及び備品購入費の合計とする。（ただし、初年度のみ補助）</p> <p>年額 850,000 円</p>